

自主的避難等対象区域（県北地域）から子らを中国に避難させた際の航空運賃及び請求のあった期間である平成24年3月までの子らの避難実費相当額等が賠償された事例。

## 和解契約書（一部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、同X2、同X3及び同X4（併せて、以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

#### 記

#### 1 損害項目

|                  |          |
|------------------|----------|
| （1）避難費用（交通費）     | 167,770円 |
| （2）避難費用（宿泊謝礼）    | 300,000円 |
| （3）生活費増加分        | 319,710円 |
| （4）就労不能損害（申立人X1） | 578,559円 |
| （5）精神的損害         | 480,000円 |

#### 2 期間

自 平成23年3月11日

至 平成23年12月末日

但し、前項（3）については、至 平成24年1月7日

### 第2 和解金額

被申立人は、第1記載の損害項目及び期間についての和解金として、申立人らに対し、金1,846,039円の支払義務があることを認める。

### 第3 支払方法

（省略）

### 第4 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

### 第5 清算

申立人らと被申立人は、第1に掲げる損害項目（ただし、同項の期間に限り、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に債権債務のないことを相互に確認する。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成24年10月19日

(仲介委員 尾野恭史)

自主的避難等対象区域（県北地域）から子らを中国に避難させた際の航空運賃及び請求のあった期間である平成24年3月までの子らの避難実費相当額等が賠償された事例。

## 和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、同X2、同X3及び同X4（併せて、以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

#### 記

#### 1 損害項目

- ① 避難費用（宿泊謝礼）
- ② 生活費増加分
- ③ 避難雑費

#### 2 期間

自 平成24年1月1日

至 平成24年3月末日

但し、前項②については、自 平成24年1月7日

### 第2 和解金額

被申立人は、第1記載の損害項目及び期間についての和解金として、申立人らに対し、金317,900円の支払義務があることを認める。

（内訳）

|              |          |
|--------------|----------|
| ① 避難費用（宿泊謝礼） | 150,000円 |
| ② 生活費増加分     | 47,900円  |
| ③ 避難雑費       | 120,000円 |

### 第3 支払方法

（省略）

### 第4 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

### 第5 清算

申立人らと被申立人は、第1に掲げる損害項目（ただし、同項の期間に限り、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に債権債務のないことを相互に確認する。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立

人が署名（記名）押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成24年12月1日

（仲介委員 尾野恭史）